

大田原市における人事行政の運営状況

市職員の任免や給与など、本市における人事行政の運営状況についてお知らせします。市民の皆様に本市職員の職員数や給与など人事行政全般の実態を知っていただくことで、一層のご理解をいただくために公表するものです。

◇職員の任用状況（令和6年4月1日採用者数）

- ・競争試験による採用者数 12人
- ・選考等による採用者数 4人

◇職員採用試験の実施状況（令和5年度実施分）

職 種	1次試験		2次試験	
	受験者(人)	合格者(人)	受験者(人)	合格者(人)
一般事務	52	23	22	11
一般事務（障害）	3	3	3	0
土木技師	1	1	1	1

◇職員の退職状況（令和5年度中）

- ・定年退職 0人
- ・応募認定退職 3人
- ・普通退職 3人
- 任期満了 3人
- 計 9人

◇部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

		職員数（人）		対前年 増減数 （人）	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一般行政部門	議 会	6	5	▲1	業務の見直しによる減
	総 務	133	139	6	公共資産活用業務の充実及び育児休業等による増
	税 務	37	36	▲1	固定資産税評価替え終了による減
	民 生	93	94	1	重層支援業務充実による増
	衛 生	39	38	▲1	ワクチン接種推進係廃止による減
	労 働	2	2		
	農林水産	35	35		
	商 工	10	10		
	土 木	48	50	2	土木業務の充実による増
	小 計	403	409	6	
特別行政部門	教 育	85	88	3	教育公務員の増 再任用短時間職員を正職員へ置き換え
	小 計	85	88	3	
公営企業等会計部門	水 道	9	9		
	下 水 道	13	13		
	そ の 他	39	39		
	小 計	61	61		
合 計		549	558	9	

（注） 職員数は、一般職の常勤職員で、休職者・派遣職員（那須地区広域行政事務組合を除く）を含みますが、非常勤職員（会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員）及び臨時的任用職員を含みません。

◇定員適正化計画の概要及び進捗状況

●計画期間

- ・令和3年度から令和7年度までの5年間です。

●基本方針の概要

- ・職員の定年延長に伴い、基準職員数を令和4年4月1日の職員数である556名とする。（令和20年4月1日に基準職員数となるよう調整する。）
- ・60歳以下の行政職職員の割合を85%以上とし、新規採用職員数（行政職）を毎年度8名以上とする。
- ・年度ごとに60歳以下の行政職の職員数が大幅な増減とならないように調整する。
- ・行政需要の変化、行政改革の進捗度、業務量の増減、職員の年齢構成及び他市町の状況等から定期的な現状把握と計画変更を実施する。

●定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

期 日		令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日	令和7年 4月1日
各年度の 職 員 数	計画(A)	560人	556人	549人	557人	563人
	実績(B)	559人	556人	549人	558人	
計画と実績の差(B)-(A)		▲1人	0人	0人	1人	

（注）実績職員数は、一般職の常勤職員で、休職者・派遣職員（那須地区広域行政事務組合を除く）を含みますが、非常勤職員（会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員）及び臨時的任用職員を含みません。

◇人事評価の実施状況

本市では、公平な評価によって職員の能力開発と業務改善を促し、公務効率の向上及び組織の活性化を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

●能力評価

- ・職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価しています。

●業績評価

- ・職員があらかじめ設定した業務目標の達成度又はその他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価しています。

●被評価者の範囲

- ・人事評価の対象となる職員は、評価期間に在職する一般職の職員としています。

●評価期間

- ・毎年4月1日から9月30日までを上期とし、10月1日から翌年の3月31日までを下期としています。

●人事評価の結果の活用

- ・人事評価の結果は、被評価者の給与、その他の人事管理の基礎として活用しています。
- ・評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めています。

◇人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額	人件費	人件費率	令和3年度 の人件費率
令和4年度	人 69,455	千円 32,498,782	千円 4,888,393	% 15.0	% 14.4

◇職員の給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 503	千円 1,911,068	千円 379,742	千円 764,307	千円 3,055,117	千円 6,074

（注）一般行政部門と教育部門の一般職の給与費の決算額です。職員手当には退職手当を含みません。

◇職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大田原市	円 311,061	円 380,983	歳 40.8	円 306,436	円 347,677	歳 50.8
国	322,487		42.4	286,942		51.2

（注1） 「給与」は「給料」に「諸手当」を加えたものです。

◇職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		大田原市	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円

◇職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	259,550 円	345,389 円	377,167 円	407,017 円
	高校卒	221,150 円	—	—	380,000 円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
高校卒の経年数 20 年及び 25 年の欄は、該当者がいないため不記載。

◇一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
標準的な職務内容	参事 (部長)	副参事 (課長)	総括主幹 (課長補佐)	主幹 (係長)	副主幹	主査	主任	主事
職員数 人	9	27	15	82	69	143	31	45
構成比 %	2.1	6.4	3.6	19.5	16.4	34.0	7.4	10.7

◇主な職員手当の状況(1)（令和6年4月1日現在）

区 分	内 容
扶養手当	(1) 配偶者 6,500 円 (2) 子 10,000 円 ※満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 5,000 円を加算 (3) 父母等 6,500 円 ※行政職給料表 8 級の者にあつては、(1)及び(3)の支給額は 3,500 円
住居手当	賃貸住宅 (1) 家賃が 27,000 円以下 家賃の月額から 16,000 円を控除した額 (2) 家賃が 27,000 円超 61,000 円未満 (家賃月額－27,000 円) × 1/2 + 11,000 円 (3) 家賃が 61,000 円超 28,000 円
地域手当	支給率 6% (国の制度 (支給率) 6%)

◇主な職員手当の状況 (2)

区 分	内 容		
期末手当 勤勉手当	(令和 5 年度実績)		
	期末手当	勤勉手当	
	6 月期 1.200 月分	1.000 月分	
	12 月期 1.250 月分	1.050 月分	
	計 2.450 月分	2.050 月分	(職務上の段階、職務の級等による加算措置 有)
退職手当	(令和 5 年度実績)		
	支給率	自己都合	応募認定・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
	その他の加算措置	応募認定退職 3～45%加算	
	1 人当たりの平均支給額	自己都合等 335 千円	応募認定・定年 22,245 千円

※退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額です。

◇特別職の報酬等の状況

区 分	給料・報酬月額 (令和 6 年 4 月 1 日現在)	期末手当 (令和 5 年度実績)	
市 長 副市長	970,000 円	6 月期	1.650 月分
	760,000 円	12 月期	1.750 月分
		計	3.400 月分
議 長 副議長 議 員	500,000 円	6 月期	1.650 月分
	435,000 円	12 月期	1.750 月分
	406,000 円	計	3.400 月分

◇年次有給休暇取得の状況 (令和 5 年度実績)

・平均取得日数 14.8 日 ・取得率 74.0%

※育児休業取得者を除きます。

◇育児休業および介護休暇取得者数 (令和 5 年度実績)

・育児休業取得者 15 人 ・介護休暇取得者 0 人

◇分限処分および懲戒処分の状況 (令和 5 年度実績)

・分限処分者

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
処分者数 (人)	0	0	4	0	4

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障などのため職員が十分職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

・懲戒処分者

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分者数 (人)	1	0	0	0	1

(注) 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

◇営利企業従事の状況 (令和 5 年度実績)

・承認件数 43 件 ・従事内容 農林業：11 件、その他：32 件

◇職員研修の実施状況（令和５年度実績）

研修区分	実施件数	参加人数
那須地区広域行政事務組合が実施する研修	20 件	251 人
栃木県市町村振興協会が実施する研修	24 件	52 人
大田原市が実施する研修	7 件	250 人
派遣研修（栃木県）	1 件	2 人
合 計	52 件	555 人

◇職員の健康管理の状況（令和５年度実績）

- 定期健康診断など 実施回数 6 回 受診者数 194 人
- 人間ドックなど 受診者数 348 人
- その他の健診など 24 人（Ｂ型肝炎抗原・抗体検査）、127 人（歯科健診）

◇公務災害補償の実施状況（令和５年度実績）

- ・認定件数 2 件

◇勤務条件に関する措置の要求の状況

- ・係属事案はなく、令和５年度に新たな措置要求はありませんでした。

◇不利益処分に関する不服申し立ての状況

- ・係属事案はなく、令和５年度に新たな不服申し立てはありませんでした。

◇職員からの苦情の処理状況

- ・係属事案はなく、令和５年度に新たな苦情の申し出はありませんでした。

◇職員の福利厚生（大田原市職員互助会）の状況

●概要

大田原市職員互助会は地方公務員法第 42 条の規定に基づき、職員の福利厚生事業を実施するため組織されたもので、職員などの掛金と大田原市などの交付金をもとに次のような事業を実施しています。

●会員数 581 人

（注）令和 6 年 4 月 1 日現在。会員数には公益的法人の職員を含みます。

●会員の掛金のみで実施している事業

- ・給付事業（慶弔金や見舞金等の給付）
- ・駐車場事業（職員の駐車場使用料の一部助成）
- ・地域奉仕活動
- ・芸術鑑賞等助成
- ・生涯学習助成
- ・ボウリング大会助成事業
- ・リフレッシュ宿泊助成
- ・災害ボランティア活動助成
- ・インフルエンザ予防接種利用助成

●令和5年度決算額

科 目	収入額 (円)
会 員 掛 金	6,455,054
交 付 金	4,115,300
繰 越 金	169,242
繰 入 金	0
雑 収 入	5,752,817
合 計	16,492,413

科 目	支出額 (円)
給 付 事 業 費	2,104,550
厚 生 事 業 費	11,537,751
研 修 費	129,124
事 務 局 費	133,348
体 育 奨 励 費	200,000
合 計	14,104,773

◇職員の退職管理の状況

本市では、「地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第7号」までの規定に基づき、「大田原市職員の退職管理に関する規則」を制定し、職員の退職管理の適正を確保するための措置に関し、必要な事項を定めています。

●同法第38条の2第6項第6号に基づき、離職後に営利企業等に再就職した元職員は離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等またはこの子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼することを禁止しています。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

行政職給料表（水道事業及び下水道事業職員を除く）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	57	10.5			282	51.9	係員級
2級	主任の職務	43	7.9					
3級	主査の職務	182	33.5					
4級	副主幹の職務	102	18.8			205	37.6	係長級
5級	主幹の職務	103	18.8	係長・室長	74			
				所長・館長・園長	10			
				副園長	2			
				保育主幹	4			
				技術主幹	2			
				担当	1			
				主幹(管理主事・指導主事)	7			
				事務監・専門監	3			
				計	103			
6級	総括主幹の職務	18	3.3	課長補佐	15	48	8.8	課長級
				園長	1			
				技術監	1			
				担当	1			
				計	18			
7級	副参事の職務	30	5.5	課長	26			
				支所長	2			
				農業委員会事務局長	1			
				会計管理者	1			
				計	30			
8級	参事の職務	9	1.7	部長	6	9	1.7	部長級
				議会事務局長	1			
				監査委員事務局長	1			
				教育部長	1			
				計	9			
	合計	544	100.0					

※ 1級 主事に任期付職員7名、任期付短時間勤務職員1名を含む。

※ 3級 主査に暫定再任用短時間勤務職員14名、任期付短時間勤務職員7名を含む。

※ 4級 副主幹に任期付短時間勤務職員2名を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

技能労務職員給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能又は労務職員	0	0.0		
				計	0
2級	技能職員又は相当の経験を必要とする労務職員	10	31.3	公仕 調理員 技術員	5 2 3
				計	10
3級	1 相当の技能又は経験を必要とする技能職員	1	3.1	公仕	1
	2 相当の経験を有し、かつ困難な作業を行う労務職員			計	1
4級	1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員	12	37.5	公仕 運転手 調理員	6 3 3
	2 高度の作業又は経験を必要とする労務職員			計	12
5級	1 極めて高度な技能又は経験を必要とする技能職員	9	28.1	公仕 運転手 調理員 技術員	5 1 2 1
	2 極めて高度な技能又は経験を必要とする労務職員			計	9
合計		32	100.0		

※ 2級の職員全ては、暫定再任用短時間勤務職員である。